

4日獣発第260号  
令和4年12月21日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 登録飼養衛生管理者による豚熱の予防的ワクチン接種 に関する協力依頼

このことについて、令和4年12月12日付け4消安第4954号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和元年10月及び令和3年3月に一部変更された豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正に係る手続きが行われているところであり、その改正に先立ち、都道府県において研修会の準備及び開催を進められるよう、別添のとおり登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会の実施要綱が制定された旨周知依頼がありました。

さらに、改正指針の運用に当たり、各都道府県から研修プログラムの作成・実施及び登録飼養衛生管理者に指示・監督する知事認定獣医師としての連携・協力要請があった場合の協力・周知が依頼されるとともに、生産者における日頃の飼養衛生管理の徹底が重要であることから、獣医師各位が診察及び豚熱ワクチン接種等で農場へ立ち入る際には、飼養衛生管理基準の遵守を徹底すること等について、必ず御指導いただくよう協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

#### 本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当 石川・守尾  
TEL 03-3475-1601

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 登録飼養衛生管理者による豚熱の予防的ワクチン接種に関する協力依頼

日頃より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚熱の予防的ワクチン接種については、令和元年10月及び令和3年3月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）を一部変更し、家畜防疫員及び知事認定獣医師による実施体制としているところです。

一方で、豚熱の予防的ワクチン接種を実施している農場において豚熱の発生事例が継続していることを踏まえ、家畜防疫員等による飼養衛生管理の指導等を強化するための体制整備を図るとともに、接種適期に確実に接種可能となる体制整備を図るために、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、認定農場における登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種を可能とする防疫指針の改正に係る手続きを進めているところです。

豚熱ワクチンの接種に当たっては、適時適切なワクチン接種及びワクチンの厳格な管理の2要件を担保する必要があることから、登録飼養衛生管理者の要件として、都道府県が行う研修会の修了及び都道府県が管理する名簿への登録等を課すこととしており、今後、準備の整った都道府県から随時研修会の準備及び開催を進められるよう、別添のとおり登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会の実施要綱を制定し、都道府県宛て通知を发出了したので御参考までにお知らせします。

また、改正指針の運用に当たり、家畜防疫員又は知事認定獣医師が登録飼養衛生管理者に豚熱ワクチン接種の指示を行う場合には、これらの者が診察を行った上で、「豚熱ワクチン接種票」を交付することとし、交付先の認定農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施することとしています。

つきましては、上記に関して御了知いただくとともに、各都道府県から本制度の運用に当たって、研修プログラムの作成・実施及び登録飼養衛生管理者に指示・監督する知事認定獣医師としての連携・協力要請があった場合は、御協力いただくとともに、貴会員各位及び傘下団体に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

あわせて、生産者における日頃の飼養衛生管理の徹底が重要であることから、獣医師各位が診察及び豚熱ワクチン接種等で農場へ立ち入る際には、飼養衛生管理基準の遵守を徹底すること等について、必ず御指導いただくよう御協力をお願いいたします。

写

4 消安第 4953 号  
令和 4 年 12 月 12 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱の制定  
について

日頃より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚熱の予防的ワクチン接種については、令和元年 10 月及び令和 3 年 3 月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）を一部変更し、家畜防疫員及び知事認定獣医師による実施体制としているところです。

一方で、豚熱の予防的ワクチン接種を実施している農場において豚熱の発生事例が継続する中、疫学調査チーム検討会での提言を踏まえ、豚熱ワクチンの適時適切な接種の実施や飼養衛生管理の徹底等が急務となっているところですが、家畜防疫員にあっては豚熱ワクチンの接種業務により、きめ細かな飼養衛生管理の指導等の実施に影響が生じている状況にあります。

このため、都道府県等からの要望も踏まえ、家畜防疫員による飼養衛生管理の指導等を強化するための体制整備を図るとともに、接種適期に確実に接種可能となる体制整備を図るために、指針に定める予防的ワクチン接種体制の見直しを進めているところです。今月 8 日に開催した第 57 回家畜衛生部会においては、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、認定農場における登録飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 の 2 第 1 項の飼養衛生管理者をいう。）による豚熱ワクチンの接種を可能とする防疫指針の一部変更について議論し、適当と答申されたところであり、年内の改正に向けた手続きを進めているところです。

また、豚熱ワクチンの接種に当たっては、適時適切なワクチン接種及びワクチンの厳格な管理の 2 要件を担保する必要があることから、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知）を防疫指針と同

時に改正し、豚熱ワクチンの接種に従事する登録飼養衛生管理者の要件として、都道府県が行う研修会の修了及び名簿への登録等を課すこととしています。

つきましては、防疫指針の改正に先立ち、都道府県において研修会の準備及び開催を進められるよう、別添のとおり登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会の実施要綱を制定しましたのでお知らせします。

なお、研修プログラムの作成・実施に当たっては、当該研修プログラムが充実したものとなるよう豚についての専門的な技術及び知識を有する獣医師関連団体と連携・協力いただきますようよろしくお願いいたします。

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種の開始に当たっては、改正された防疫指針の公表後、ワクチン接種プログラムの更新及び当省における確認が必要となりますので、御了知ください。

以上

(作成日:令和4年12月12日)

## 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱

農林水産省消費・安全局

### 1 目的

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者であって、防疫指針第3-2の1の(3)の②で規定された都道府県知事が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して登録する者(以下「登録飼養衛生管理者」という。)による豚熱ワクチン接種の実施に当たり、豚熱ワクチンを厳格に管理し、適時適切に接種する観点から、農場においてワクチンの保管及び管理、ワクチンの接種、接種実績の記録・報告等を適切に実施することが可能な体制を確保する必要がある。このため、登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を必要とする農場を管轄する都道府県が実施すべき研修に関する基本的な方針を定め、当該農場におけるワクチン接種の実施体制の整備を図るものとする。

### 2 研修会の対象者

研修の対象者は飼養衛生管理者であって、家畜防疫員又は知事認定獣医師の管理の下、豚熱ワクチン接種を実施する必要がある者(以下「研修生」という。)とする。

### 3 研修会に関する基本方針

#### (1) 研修の実施

研修生が豚熱ワクチン接種を適切に実施するために必要な3(3)の知識及び技術の習得並びに向上を図ることが重要である。このため、都道府県は、研修生によるワクチン接種を実施するに当たり、研修生が必ず事前に研修会に参加することができるよう本研修会を開催する。

#### (2) 研修の方法

都道府県は、原則として、研修会を実地開催する。

#### (3) 研修内容

課すべき研修の内容については、少なくとも次の事項を含めるものとする。都道府県は、研修の内容の作成及び実施に当たっては、豚についての専門的な技術及び知識を有する獣医師関連団体と連携かつ協力し、特に豚熱ワクチンの接種技術の事項について、研修生が必要な知識及び技術を習得し向上できるよう内容を充実させるものとする。

##### ① 知識(基礎)

##### ア 家畜の飼養衛生管理

(ア)海外及び国内(特に当該都道府県)における豚熱の発生の状況・動向

- (イ) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (ウ) 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容
- イ 豚熱ワクチンの基礎知識
  - (ア) 豚熱ワクチンの正しい使用法、ワクチンの性能、ワクチンによる免疫付与関係及びワクチン接種の関係法令
- ② 知識(制度)
  - ウ 飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種に係る制度
    - (ア) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びその留意事項の内容(研修生が豚熱ワクチン接種を実施する上での要件等)
      - (イ) 作業手順書の作成等、接種に向けた体制整備に必要な事務手続
      - (ウ) 豚熱ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項
      - (エ) 豚熱ワクチンの厳格な管理に関する注意点(適切な保管、使用したワクチンの容器の返却等)
- ③ 接種技術
  - エ 豚熱ワクチン接種の方法
    - (ア) 豚熱ワクチンの接種時の具体的手技及び注意点
    - (イ) 豚熱ワクチンの接種事故の未然防止及び発生時の対処方法
- ④ その他
  - 都道府県が必要と認める事項

#### 4 研修の修了及び登録

##### (1) 修了証の交付

都道府県は、研修生が3(3)の課程を修了したことを確認した場合には、別紙様式を参考に修了証を交付する(別紙様式については、必要に応じて項目を加除して交付すること)。

##### (2) 修了証の交付に係る留意点

研修生によるワクチン接種に当たっては、原則として、従事する農場を管轄する都道府県による修了証の交付が必要である。ただし、他都道府県で既に本要綱に基づき研修を修了し、修了証の交付を受けており、一部の研修事項について十分習熟していると都道府県が認める者等に対しては、都道府県の判断により自県における一部の研修事項の受講を免除することができるものとする。

##### (3) 名簿の登録

都道府県は、4(1)の修了証の交付を受けた者が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断した場合には、当該者を登録飼養衛生管理者として登録し、名簿を作成する。当該登録名簿には、少なくとも登録飼養衛生管理者の①修了番号及び修了年月日、②住所、氏名及び生年月日、③当該都道府県において従事する農場名及び住所、④当該都道府県以外において登録飼養衛生管理者として豚熱ワクチン接種に従事する農場名及び住所、⑤本要綱に基づく研修の

最終受講日を記載する。

## 5 登録後のフォローアップ研修

### (1) フォローアップ研修回数

登録飼養衛生管理者の名簿への登録後、都道府県は、原則として、毎年1回以上研修を実施し、登録飼養衛生管理者が必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るものとする。

### (2) フォローアップ研修の方法

都道府県は、原則として、研修会を実地開催するものとする。ただし、5(3)の研修を実施するに当たり、登録飼養衛生管理者の研修内容に対する習熟度等を勘案し、オンライン開催や資料等の提供による研修によって、必要な知識及び技術の習得、維持並びに向上を図ることが可能であると都道府県が判断する場合においては、この限りではない。

### (3) フォローアップ研修内容

課すべき研修の内容については、3(3)に準じるものとする。ただし、一部の研修事項について、登録飼養衛生管理者が十分に理解及び習熟していることを都道府県が確認した場合には、当該事項について受講を免除することができるものとする。

## 6 登録名簿の記載事項の変更

登録飼養衛生管理者の名簿の記載事項に変更が生じた場合、登録飼養衛生管理者はその旨を当該農場を管轄する都道府県に届け出る。

## 7 登録名簿からの除外

(1) 登録飼養衛生管理者が次のいずれかに該当する場合であって、都道府県の指導による改善が見られない場合には、都道府県が管理する登録名簿から除外するとともに、当該者は速やかに修了証を交付元の都道府県に返納する。なお、登録名簿から除外された時点で修了証は失効するものとする。

- ① 本研修を、原則として、毎年1回以上受講すべきところ、受講していないとき。
- ② 法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき。
- ③ その他、登録飼養衛生管理者が従事する農場において、ワクチン接種実績及び使用数量等の記録及び報告がなされない、ワクチンの適切な管理が実施されない等、豚熱ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で、適切でない事由が発生したとき。
- ④ 罰金以上の刑に処せられたとき等、登録名簿から除外すべきであると都道府県が判断したとき。

(2) 登録名簿から除外された当該登録飼養衛生管理者が他都道府県において登録されている場合は、当該都道府県に報告する。

(以上)

(別紙様式)

修 了 証

〇〇 〇〇 ( 年 月 日生)

上記の者を豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に関する研修会の修了者と認める

修了番号 第 号

修了日 年 月 日

〇〇県知事

※サイズは任意